

## 少量危険物（ホームタンク）の設置について

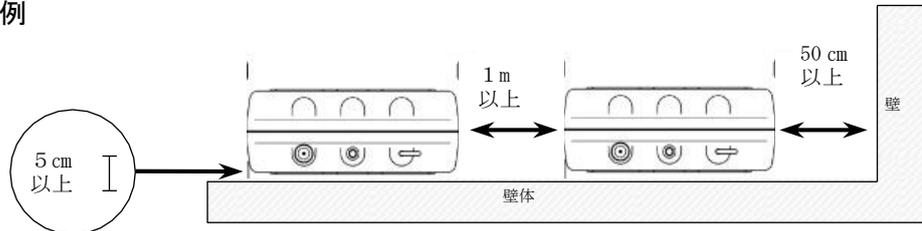
### 建物等からの距離

■タンクは避難上支障がなく屋根等からの落雪のおそれがない場所に設置すること。建築物の開口部（防火設備を設けたものを除く。）及び暖房機器等の給排気筒からタンクの通気管まで1m以上の距離を有し、点検に必要な空間※を有すること。

指定数量の2分の1以上のタンクの周囲には1m以上の空地又は防火上有効な塀を設けなければなりません。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った塀に面するときは、この限りではありません。

※「点検に必要な空間」とは、タンクの周囲とし、タンクと壁体、天井、床との間は50cm以上とすること。ただし、タンクと壁体との空間は、壁面に一方のみ面する場合にあっては、5cm以上とし、二方以上に面する場合にあっては、一方のみを5cm以上とすることができる。

例



### 配管について①

■配管結合部の直近に金属可動式管継手を設けること。この場合において当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。

※ベローズ型伸縮継手の場合、下表により当該管径に応じた長さを有すること。

管径(A)	長さ(mm)
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	800

■配管が著しく細く可動式管継手を設けることができない場合にあっては、当該配管のタンクの直近の配管を直径100mm以上のループ状とし雪等により脱落するおそれのない場所に設置し接続すること。

■地上配管・地下配管には腐食防止措置を講ずること。

■地下配管の場合、配管上部に重量がかからないよう保護すること。

■配管の接合部分には、当該接合部分からの危険物の漏えいを容易に点検することが出来る点検柵等の措置を講ずること。（接合部が溶接等の場合を除く。）ただし、床下、壁内等の隠ぺい部分は、配管の結合部が容易に確認できる場合はこの限りでない。

■点検柵等は、車両の通行、その他直接荷重等の影響のおそれがない場合は、腐食しない構造の保護枠等で差し支えないものであること。

配管について②

■配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受ける恐れのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

配管の材質

1 金属製配管

「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち、金属製のものには、次の規格に適合する配管材料がある。

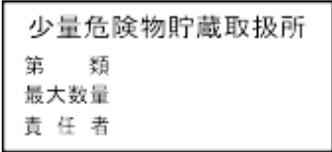
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
3103	ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB
3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP
3460	低温配管用鋼管	STPL
4304	熱間圧延ステンレス鋼板	SUS-HP
4305	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS-CP
4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T
		C-TS
3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW
		C-TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TEs
		A-TD
		A-TDS
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW
		A-TWS
4630	配置用チタン管	TTP

2 合成樹脂製配管

火災等の熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

3 強化プラスチック製配管

火災等の熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。平成10年3月11日消防危第23号通知に準じて設置すること。

<p>防油堤について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■タンク容量が指定数量の2分の1以上の場合には防油堤の設置が必要です。</li> <li>■防油堤の容量は当該タンクの容量以上の容量とし、一の防油堤の中に二以上のタンクを設ける場合はその中の最大タンク容量以上、タンク同士を接続する場合はタンクの合計容量以上の容量が必要です。</li> <li>■鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリートブロック並びに鋼板等の不燃材料で造られたものであること。</li> <li>■当該タンクの水平投影面積以上の大きさであること。</li> <li>■高さは、200mm以上であること。</li> <li>■鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリートブロックで造るものにあつては、その厚さを100mm以上とすること。鋼板等の不燃材料で造る場合は、その厚さを2.0mm以上とし、移動しないよう固定すること。</li> <li>■適当な位置に防油堤の滞水を外部に排水するための水抜き口を設け、必要に応じ、ためます等を設けること。なお、水抜き口には常時閉鎖のバルブ等が設けられていること。</li> <li>■内部の地盤面はコンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆されていること。</li> </ul>
<p>標識等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■危険物を貯蔵し又は取扱っている旨を表示した標識と、危険物の類・品名・最大数量など防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けることになっています。ただし、個人の住居において指定数量の2分の1未満を屋外において貯蔵し、又は取扱う場合は掲示の必要はありません。</li> <li>※灯油又は軽油の場合、500リットル以上は個人の住居でも標識等の掲出が必要です。</li> <li>※タンク同士を1m未満に近接して設置する場合で、その容量の合計が2分の1以上となる場合、標識及び掲示板の掲出が必要です。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>標識 (30cm×60cm)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>掲示板 (30cm×60cm)</p> </div> </div>
<p>届出について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所等で指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、消防長又は消防署長に届出が必要です。</li> <li>なお、個人の住居において屋外で貯蔵し又は取扱う場合、指定数量の2分の1未満は届出の必要がありません。</li> </ul>